（経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条関係） 法令名　規定 熱供給事業法施行規則（昭和四十七年通商産業省令第百四十三号）　（略） 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）　第二十四条第一項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）	**別表第一**（第三条関係） 法令名　規定 熱供給事業法施行規則（昭和四十七年通商産業省令第百四十三号）　（略） 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）　第二十三条の二第一項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）
別表第四（第八条関係） 法令名　規定 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律　（略） 消費生活用製品安全法　第二十四条第二項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）	**別表第四**（第八条関係） 法令名　規定 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律　（略） 消費生活用製品安全法　第二十三条の二第二項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）
別表第五（第十条関係） 法令名　規定 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律　（略） 消費生活用製品安全法　第二十四条第二項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）	**別表第五**（第十条関係） 法令名　規定 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律　（略） 消費生活用製品安全法　第二十三条の二第二項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。

（経過措置）

2　消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律附則第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項又は第五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における情報の提供に関する書面の提出については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。